

地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

（あて先）長 崎 市 長 様

届出者 住所
氏名
(Tel)

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

- (1) 土地の区画形質の変更
 - (2) 建築物の建築又は工作物の建設
 - (3) 建築物等の用途の変更
 - (4) 建築物等の形態又は意匠の変更
 - (5) 木竹の伐採

について、下記により届け出ます。

記

- 1 行為の場所 (地名地番) 長崎市
(地区計画名) 地区計画 (細区分名)
- 2 行為の着手予定日 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 年 月 日
- 4 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更	区域の面積			m ²
(2) 建築物の建築又は設計の概要	(イ) 行為の種別 (建築物の建築 ・ 工作物の建設) (新築 ・ 改築 ・ 増築 ・ 移転)			
	(ロ)	届出部分	届出以外の部分	合計
	(i) 敷地面積	m ²	m ²	m ²
	(ii) 建築又は建設面積	m ²	m ²	m ²
	(iii) 延べ面積	(m ²)	(m ²)	(m ²)
	(iv) 高さ 地盤面から m	(vi) 用途		
(v) 緑化施設の面積 m ²	(vii) 垣又はさくの構造			
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積 m ²	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途	
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容			
(5) 木竹の伐採	伐採面積			m ²

注意事項 ※行為に着手する日の30日前までに、当該届出書の提出が必要です。

※裏面の備考及び添付図面関係をご確認の上ご提出ください。

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 3 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 4 都市計画法第12条の9に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次によること。
 - (1) 当該建築物の建築については、(2) (ロ) (iii) 延べ面積欄の()の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
 - (2) 当該建築物の用途の変更については、(2) (ロ) (i) 敷地面積の合計欄及び(2) (ロ) (iii) 延べ面積の合計欄(同欄中の()は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄)についても記載すること。
- 5 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
- 6 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条に定める方法により算定すること。

添付図面関係

	行為の種類	図面	縮尺	備考
1	土地の区画形質の変更	区域図	1/1000以上	・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示
		設計図	1/100以上	
2	建築物の建築、工作物の建設	位置図	1/100以上	
		立面図(2面以上)	1/50以上	
		各階平面図	1/50以上	
		緑化施設の位置図	1/100以上	・緑化率の最低限度が定められている場合
3	建築物等の用途の変更	位置図	1/100以上	
		立面図(2面以上)	1/50以上	
		各階平面図	1/50以上	・建築物である場合
		緑化施設の位置図	1/100以上	・緑化率の最低限度が定められている場合
4	建築物等の形態・意匠の変更	位置図	1/100以上	
		立面図(2面以上)	1/50以上	
5	木竹の伐採	区域図	1/1000以上	
		施行方法のわかる図面	1/100以上	
6	その他参考となるべき事項を記載した図書	配置図 (外構図を兼ねたもの)		・敷地の形状がわかるもの
				・壁面の位置についてわかるもの
				・垣又はさくの構造、色がわかるもの
		各求積図		・各面積がわかるもの
	その他			